

Title	會社の本店所在地の意義
Sub Title	The significance of the seat of the main office of a corporation
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.1 (1958. 1) ,p.20- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説 英文抄録 "The significance of the seat of the main office of a corporation" あり
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580115-0020">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580115-0020</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 會社の本店所在地の意義

米 津 昭 子

### 一 會社の本店の意義

會社は設立登記によつて成立し（商五七條）、その萌芽としての權利能力なき社團たる設立中の會社より脱皮して法人格を取得し（商五四條一項）、獨立の營業を營む。しかしてその設立登記は會社の本店所在地を管轄する法務局もしくはは地方法務局又は支局もしくはは出張所に對して（商五七條、非訟事件手續法一三九條）その目的、商號、本店の所在地その他を登記することが要求されている（商六四條、一四九條、一八八條、一六六條一項（四項））。

ここに會社の本店とは會社の營業活動の本據たる營業所をいうのである。會社は營利を目的とする法人であるから數個の營業所を有し營業活動を行うのが通常であるが、會社が一つの獨立の企業主體である以上、それらの營業所は必然的に一つの統一的中心によつて指揮統轄される關係に立ち、又は自ずと全營業の中心が形成されるのである。このような營業活動の中心、又は營業統轄機構の所在する營業所を本店といい、これに従たる營業所を支店というのである。従つて本店は一つに限られるが、支店は數個あり得ることになる。

ある場所が本店であるかどうかは、その場所が會社の營業活動の本據たる實質を有しているかどうかによつて定まり、會社が特定の場所を本店として表示しても、それだけで當然に本店となるものではない。それ故本店としての場所は、會社の營業活動を統轄するにふさわしい機構を具え、且つ、現實にこれを構成する自然人を收容し、營業施設を具備するに足る物理的構造を有しなければならぬのである。即ち本店は觀念的抽象的なものではなく現實的有形的に存在することが必要であるが、このことは本店を構成する各部分が一ヶ所に集合し合體していることを要するものではないのである。

分業と専門化の著しい現代社會における會社は、又それに對應して分業化専門化した機構と營業施設を有することを餘儀なくされるのであつて、このことは全營業の統轄機構そのものについても亦同様である。

このような細分化された機構の構成部分間に有機的なつながりがあれば、その各部分の空間的な隔りは問題となり得ないのである。従つて本店の機構を構成する主要部分とその一部とがかなり距離を置いて存在しても、その全體が本店として觀念されるのである。然しある場所がある一定時において本店の實質を備えていたとしても、時と事業の経過によつては本店たる實質を失い、これに代つて他の場所が本店としての實質を備える場合がある。このような場合、會社の本店は甲地から乙地に移轉したものとされる。

## 二 本店所在地の意義

このように本店の所在する地理的地點を本店所在地というが、法は會社の住所が、その本店所在地にあるものとしている（商五四條二項）他、會社の本店所在地の屬する最小行政區劃を定款の絶對的記載事項とし（商六三條一項四號、一四八條、一六六條一項八號、有六條七號）、且つその所在する地點（地番までを含む）を登記することを要するものとしている（商六四條一項二號、一四九條一項、一八八條二項二號、有一三條二項二號）。しかして本店所在地の最小行政區劃は設立當時における定款又は創立

總會の決議により定まり、その地域内のどの地點に本店を置くかは取締役會の決議によつて定まるが、會社は設立登記によつて成立するのであるから、會社の萌芽たる設立中の會社の能力をどのように解するにしても設立登記前に會社が全營業活動の中心としての本店たる實質を備えた營業所の存在することは殆んど豫想されないのであつて、設立登記に當り定める本店所在地は、あくまでも觀念的に豫定された將來の會社の營業活動の中心點、或は營業統轄機構所在の豫定地にすぎないものといわねばならない。いわば法は會社成立の初頭においては本店所在地を主觀的形式的觀念的に定めているものといえるわけである。従つて會社はこのような設立登記に當つて豫定された本店所在地と異なる場所において營業活動を開始することがあるばかりでなく、當初はその豫定地において營業を開始したが、時と事業の經過に従い、自然に營業活動の中心地又は營業統轄機構の所在が他の地に移轉することが多くなる。しかもこの場合本店所在地の變更の登記（移轉登記）をしないままであることが多く、その上株主總會の決議又は取締役會の決議を要するなどの手續上の困難さもあつて、このような事態はますます多くならざるを得ない（註一）。この場合會社の本店が従前の地にあるのか、或は事實上企業を中心たる實質を備えた新しい地點にあるのかは問題であるが、既に所定の手續を経て、觀念的にもせよ一たびその所在地の特定された以上、そのような事實だけでは會社の本店所在地が他に存在し、又は移轉するものではないのである。何となれば會社は社團法人として法的に規制された独自の意思決定機關を有し、本店移轉についてはその最小行政區劃を移轉するには株主總會の決議を要し、又その最小行政區劃内での移轉については取締役會の各決議を要するとされているからである（註二）。

自然人において居住の意思よりも居住の事實が重んぜられ（客觀說）、住所複數說の有力であるに比べ、會社においてはその意思決定がそれ自體單なる自然的内心的事實に止まらず、社會的法律的關係を含んでいること、更に會社自體が肉體的存在でなく、有機的又は組織的存在であるために、全營業所を包括する一體として觀念されて、會社が本店所在地に居住し、又は他の營業所の所在地に居住するようには考えられないこと、そしてそのような一體であるためにはその中心點乃至統轄

機構の存在が要求されることなどから、會社の意思決定自體に重きが置かれ（主觀説）、更に本店單一説を克服し得ないのである。

もとより法は現實の營業活動の根據と、觀念的に決定された本店所在地とが一致することを豫定しているし、又可及的に一致せしめるべきであるが、現實には形式的意味の本店と、現實の營業活動の中心地とは別の場合が多く、會社は一方において事實上の營業活動の中心又は營業統轄機構の所在地を實質上の本店として行爲しながら、なお本店移轉の決議をなすことなく、登記簿上に形式的な本店所在地を残すようになるのである。

この場合會社は實質上の本店所在地を本店として行爲することにより、對内的には株主又は取締役に對する關係において、又對外的に第三者と取引關係に立つことによつて如何なる問題に當面し、どのような解決に迫られるのであろうか。

（註一）大隅「商法總則」一七八頁註三は、「このような乖離現象を生ずるのは、法が會社の住所と本店とを結合しているからである。」と述べられる。

（註二）大隅、前掲書一七八頁註三。元來定款に記載しかつ登記することを要するのは會社の住所であり（支店を有しない會社にあつても本店の所在地の記載を要することを想起すれば明らかである）、その住所は必ずしも會社の營業活動の中心たる場所と一致せしめる必要はない（ドイツではこの分離がみとめられる。Pisko, in Ehrenbergo Hdb. d. HR., 11. 1. S. 267）。その關係はあたかも個人商人における住所と營業所の關係に似ている。かかる見地からすれば商法上會社の本店という場合には、會社の住所としての本店と、實質的に營業の中心たる場所としての本店との二つの意味があり、定款に記載し登記することを要するのは前の意味における本店と解することができる。そして商法が會社の本店という場合においては、それぞれの規定の精神に照してそのいずれの意味であるかを決すべきこととなる。

### 三 會社が實質上の本店所在地を本店として行爲した場合の法律關係

第一に株主總會は、定款に定めなき限り、本店所在地の屬する市區町村又はその隣接市區町村に招集することを要するが、

この場合會社は實質上の本店所在地を基準として總會を招集することを得ず、定款所定の地を本店所在地として招集手續を執らなければならない。それに反した招集手續は違法となる。又會社の運営に必要な書類帳簿等も本店に備え置くことを要し(商二六三)、この場合本店とは定款所定の本店所在地を意味するものと解せられるから、株主より定款、株主總會議事録及び取締役會議事録、株主名簿等の閲覧謄寫を求められた場合、會社は總會又は取締役會の移轉の決議を經ていない限り、實質上の本店にその書類の所在することを以て株主に對抗し得ないこととなる。更に取締役又は株主より會社法上の訴訟を提起するに當つても、定款所定の管轄裁判所に訴訟を提起すべきで實質上の本店所在地の管轄裁判所に提起すべきではないのである。もとより對内的には登記の有無は問はず、會社の意思決定の有無のみが問題となる。

然し株主總會又は取締役會の本店移轉の決議があつただけで、營業統轄機構の移轉の實質を伴わない限り、なお本店の移轉があつたとはいえないから、この場合はまだ従前の本店所在地が、株主總會の招集地の基準となり、書類備置の場所、又は管轄裁判所を定める基準となるのは當然のことである。

第二に會社が實質上の本店を本店として表示して取引し、あるいは手形小切手を振出した場合、このような會社と取引し、又はその振出した手形小切手を取得した第三者は、會社の責任を問うのにその肩書地所在の管轄法務局もしくは地方法務局又はその支局もしくは出張所を調査してもその會社の存在がわからず、遂には會社設立の登記がないものとして會社が存在しないものと解し、或はこれを代表者個人の行爲と解し、民法一一七條により、もしくは手形法八條小切手法一一條により署名代表者個人の責任を問うようになる。この場合民法一一七條、手形法八條、小切手法一一條の各規定が法人不存在の場合にまで適用あるものかどうかは問題である(註三)が、何れにしてもその取引の相手方又は手形小切手の取得者は、會社の不存在を主張することができるものであろうか。

特にこのことは商法一二條が、商業登記事項は登記及び公告の後(註四)に非れば善意の第三者に對抗し得ないこととし

ていることから、この場合會社は善意の第三者より本店移轉の事實又は實質上の本店が當該會社の本店たるの事實を對抗されることになり、ひいてはこのことから會社の存在までも否定されることになるのであろうか。この點最近の判例を二、三當つてみたい。

(註三) 大阪地裁、昭和二六年(ワ)三五一一號、同二七年七月二日判(下級民集三卷七號九三〇頁掲載)は、「手形法七七條第二項第八條前段によれば代理權を有しない者が代理人として約束手形に署名したときは、自らその手形に因り義務を負う旨を規定し、手形行爲の無權代理人が代理權を證明することができない場合には、自ら手形上の義務を負担すべきものとして、流通證券としての手形の信用を確保する爲無權代理人(自稱代理人) 個人の手形上の責任を認める趣旨を明示しているのであるが、この法理は法人の代表機關として手形行爲をした者が全然その代表資格及び權限を證明することができない場合に前記手形法八條の解釋としてその適用があるのは勿論であるが、更に法人の代表機關として手形行爲をした者が、その法人の存在を證明することができない場合にも、流通證券としての手形の信用を確保する前記法案の精神に鑑み、何等その取扱を別異にする根據がないから、前記法條はこの場合にもその準用あるものと解するのが正當である……」としている。

(註四) 但し現在では公告をしないことにしており、商法一二條の適用については登記のあつたときは公告のあつたものとみなしている(法務局の設置に伴う關係法律整理法附則一〇)。

#### 四 最近の東京地方裁判所、東京高等裁判所の判決概観

(一) 最近東京地方裁判所及び東京高等裁判所において右のような案件につき數件の判決がなされているが、何れもこれを會社の肩書地に本店が存在しないものと解している。その内容を述べると次の如くである。

(イ) 第一の事件 東京地方裁判所 民事第五部・昭三一・八・三〇判(判例時報八八號一六頁掲載。下級民集七卷八號二二九頁)

被告Yは東京都文京區の某所を肩書地とする株式會社M商會の代表取締役として原告X會社を受取人とする手形を交付し

たが、その株式會社M商會は、東京都北區の某所を本店所在地として登記し、その後事實上本店を文京區内の某所に移轉しながら、その變更登記をしていなかった。よつて受取人たる原告X會社はYに對し手形金の支拂を請求した。これに對し同裁判所は「……一つの區内に本店所在地を定めてその登記をした株式會社が事實上、その本店を他區内に移轉した場合、その移轉につき登記のない以上、その移轉を善意の第三者に對抗できない結果、移轉後の本店を移轉前の本店と同様に取扱ひ、會社の同一性をその第三者に對抗することはできないものといわざるを得ない……。 (受取人たる) Xが、その移轉の事實を知つていたことについて主張立證のない本件では、その移轉を原告に對抗できない結果……北區に本店を登記してある會社と事實上文京區に本店を有する會社の同一性をYにおいて主張できないものであり、従つて會社の實在も (受取人たる) Xに主張し得ないものと結論する他はない。してみれば、被告に對し實在しない會社の振出の名義を使用して振出された本件手形の事實上の振出人として、手形法第八條を準用して手形金……の支拂を求める原告の本訴請求は正當である」と云つてゐる (註五)。

(四) 第二の事件 東京高等裁判所 第一一民事部 昭三一・一一・一六判 (金融法務事情一二八號一六頁掲載)

控訴人Yは登記簿上豊島區の某所に本店を有するA興業株式會社の代表者であつたが、同會社は北區の某所に本店を移轉したとしてその本店移轉の登記を経ない中に北區の某所に所在するA興業株式會社の代表者なる旨表示して、被控訴人Xと取引したが、Xより北區の某所に本店を有するA興業株式會社の存在を否認され、XはYに對しその責任を問うに至つた。これにつき同裁判所は「本店を移轉したことは商法第一八八條、第六六條、第一二條の規定により、その登記を経ないかぎりこれを以て善意の第三者に對抗することはできないのであつて、取引の相手方たる被控訴人が右の點について悪意であつたと認められる證據のない本件においては、その善意が推定されるべきであるから、控訴人はこれを以て被控訴人に對抗できないものといふべく、従つて少くとも被控訴人に對する關係では北區の某所に本店を有するA興業株式會社は存在しな

つたものといわざるを得ない。そうすると控訴人は存在しない會社の代表者として被控訴人との間に法律行為をなしたことに歸着するのであるが、この場合その法律行為の効果の歸屬すべき主體が不存在である以上、控訴人の右行為につき『代表』なる觀念を容れる餘地はないのであるから、右の行為はとりもなおさずその行為者たる控訴人その人の行為というほかなく、従つて、その法律効果も控訴人その人に歸屬するものといわざるをえない。次に控訴人は民法一一七條第二項の規定による被控訴人の過失を主張し、且つ無權代理行為について追認があつた旨主張するけれども被控訴人に過失があつたことについては、なんらの證據がないのみならず、控訴人が本件においてその責任を負わねばならない根據は、民法一一七條第一項の規定に基く無權代理人の責任ではなく、本人の行為として責任を負うべき場合であるのであるから、無權代理行為であることを前提としてなす右各抗辯は到底これを採用するによしなく、従つて控訴人は本件取引についてその責任を負うべきである……」といつてゐる。

(ハ) 第三の事件 東京高等裁判所 第二民事部 昭三一・一一・二三判（金融法務事情一二五號五頁掲載）

控訴人Yは昭和二七年五月二九日株式會社O商店商事部代表取締役名義を以て受取人欄を白地とした約束手形を訴外Aに交付し、Xはこの手形を取得した。ところが右株式會社O商店は、藤澤市辻堂に本店を有する株式會社O洋服店がその手形を振出す以前の、昭和二七年四月三〇日その商號を變更したものであり、同時にYがその代表取締役就任したが、その商號變更及び代表者就任の登記は、右手形振出及びその満期よりも後の昭和二七年九月一五日に至り始めて登記された。XはYに對し右約束手形金請求訴訟を提起した。

同裁判所はその判決において「……前記商號變更代表者の就任は、昭和二七年九月一五日に至つて始めて登記せられたものであつて、本件約束手形の振出當時は勿論、その満期當時においてもまたその登記がなされていなかったことが認められ……Xは本件約束手形を取得した當時、事實を知らず全く善意であるから、Yは株式會社O商店の存在を以て善意のXに對

抗し得ないものといふべく、従つてYは現實の手形振出人としてその責に任ずべきものといわねばならない」といつている。

(二) 第四の事件 東京高等裁判所 第八民事部 昭三一・一二・二七判(金融法務事情一三〇號四頁掲載)

控訴人Yは東京都新宿區の某所を肩書地としてS建設工務店株式會社代表取締役名義を以て約束手形を振出した。右肩書地には當初から同會社の營業所があつたが、同會社は本店を板橋區某所とする株式會社Y建設工務店として設立され、Yがその代表取締役になつて後商號をS建設工務店株式會社と變更したのであるが、右手形振出當時その商號變更の登記もなく、又右新宿區の某所にその本店移轉の登記もなかつた。右手形を取得した被控訴人XよりYに對し手形金請求訴訟が提起された。同裁判所は「……従つて本件約束手形の振出當時においてはその振出人欄に記載されたS建設工務店株式會社なるものは法律上存在しない會社であるから控訴人がその取締役社長として振出人欄に署名しても、その代表資格による記載は實は無意味であつて、結局は控訴人が個人として本件約束手形を振り出したものと認めるのが相當である。然らば控訴人は本件約束手形金の振出人として手形金……の支拂をなすべき義務ある被控訴人の本訴請求を認容した原判決は相當である」といふのである(註六)。

(三) 右判決の内、第一、第二の事件は、何れも事實上本店の移轉があつたが、その變更登記に先立つてその移轉先を肩書地として手形を振出し、又は取引するようになった案件であるが、第四事件は、當初より主たる營業所と異なる地點を形式上の本店として設立され、商號も變更されたが、本店移轉及び商號變更の登記のない間に現實の主たる營業所を肩書地として變更後の商號で手形を振出した場合である。

第三の事件は参考までに掲げたものであるが、商號變更後その登記のない間に變更後の商號を以て手形を振出した場合に關するものである。

(四) 右各裁判所は何れもこの場合變更登記のないことから、その變更の事實を以て善意の取引の相手方、又は手形の取得者

に對抗し得ないことより、會社の同一性までも否認されるとする。

裁判所がこのような判決をなすに至つた動機もわからないではなく、善意の第三者にしてみれば、正に第一の判決の如く日本國中の登記所を探し廻つて會社が實在するかどうかを調べなければならず、又その成果を期し難いことも事實である。けれどもその立論の運びに問題があるうと思われる。

以上の判決の立論の基礎をなすものは第一の事件における判決のいうように、(イ)會社は設立に當り本店所在地を登記するを要し、又本店を移轉したときはその登記をなすを要し、その登記がないときは商法一二條の法意から、善意の第三者にその移轉を對抗できないということ。(ロ)商法第一九條より同一市區町村内においては同一の營業の爲に、すでに他人の登記した商號を登記できないが、市區町村を異にする限りすでに他市區町村に登記されている他人の商號と同一の商號を同一營業のために登記することが可能である。従つて一つの市區町村内に本店所在地を定めてその登記をした會社は、その本店所在地と會社名によつて特定される。(ハ)従つて、事實上一つの市區町村内に本店所在地を定めて登記をした會社が、その本店を他市區町村内に移轉し、又は他市區町村内に事實上の本店を設けたが、その移轉につき登記のない以上、その移轉又は本店の設置を以て善意の第三者に對抗できない結果、その第三者に對する關係では、移轉後の本店を移轉前の本店と同様に取扱うことはできないから、會社の同一性そのものもその第三者に對抗することができず、従つてその會社の實在を主張し得ないこととなるというような考え方であらうと思われる。

右の考え方は會社が取引をなし、又は手形行爲をなすに當り表示した肩書地は常にその住所即ち本店所在地を意味するとの前提に立つている。

(註五) 本判決については伊澤教授の評釋がある(判例評論七號一五頁)。

(註六) 東京地方裁判所民事第一部判決(約束手形金請求事件、東京地裁昭三〇の四四六號、昭三一、七、一一判決。判例時報第八八號一

七頁所載)は、「前記會社は奈良縣吉野郡吉野町大字橋屋百三十二番地に本店を有しその所轄登記所において設立登記を経由したものであり、被告はその代表取締役であることが認められるから本件手形は右會社が振出したものと認めるのが、相當であつて、その肩書地として本店又は登記のある支店その他の營業所の所在地以外の地が附記されている事實だけを捉え右手形は被告が右會社とは別個の虚無會社の代表資格を稱し、さもなくば右會社代表者たる名稱を個人營業の肩書に使用して振出したものであるとなす原告の主張は全く理由がない」としているが、同判決の立場は、これらの判例の趨勢に反するので引用しなかつた。本件についても伊澤教授の評釋がある(前掲)。

## 五 肩書地の意義

然しながら會社が取引をなし、又は手形行爲をなすに當りその本店所在地を肩書地として表示するのを通常とするということはいい得ても、そのことは必ずしも行爲の要素をなすものではなく、又その肩書地が必ずしも住所即ち本店所在地を意味するものとはいえない(伊澤、評釋、判例評論前掲號)。

舊法に關するものではあるが、大審院大正一四年三月三十一日判決(民集四卷二二三頁)は、支拂人の肩書地は、住所地とするよりも他に支拂場所の記載なき限り支拂場所と解すべきであるとする位である。従つてたとえ登記簿上の本店所在地と異なる事實上の營業所所在地を肩書地として行爲し、又は全然そのような營業所も存在した事實もない場所を表示し、極端な場合には架空な場所を書いたとしてもその行爲が無効となるようなものではないことは勿論であるし、その肩書地が當然に會社の住所地即ち本店所在地となるとはいえないのである。

もとよりその結果肩書地と會社名とが一體となつてその肩書地に本店を有する、そのような商號の會社として特定されるものでもないのである。蓋しそのような重大な法律効果を與えることは法の明文なしには肯定することは困難であるからである。ではこのような肩書地は法律上どのような意味を持つてあろうか。法はこれにある種の効果を與えている。例えば爲

替手形又は約束手形において振出人の肩書地は、振出地の記載なき場合に振出地としての効果を持ち（手二條二項、七六條二項）、爲替手形において支拂人の肩書地は特別の表示なき限り、支拂地にして、且つ住所地とみなされ（手二條三項）、爲替手形の所持人又は單なる占有者は、その支拂人の現實の住所においてはもとより、右肩書地においても引受の爲、呈示をなすことが出来る（手二條、二七條）如きこれである。しかしそれ以上の効果を有するものではなく、せいぜい會社と何等關係のない地、又は架空な場所を表示した場合において、その法定の効果の他（例えば手二七條）、不法行爲責任を負うに止るであらう。

## 六 會社の本店所在地の法律上の效果

會社の本店所在地は定款記載事項且つ登記事項であり、會社の住所とされるから、それは行爲者の同一性を判定すべき重要な資料とはなるが、それ以上のもではなく、まして本店所在地と會社名とを一體として結びつけて、そのみが會社の同一性を示すものとするには到底できない。このことは同一市區町村においても同一營業でない限り、同名の會社を設立登記することはできることからみても明らかである。

會社の同一性を判断するについては本店所在地、會社名はもとより、その目的、社員、役員、役員の構成その他一切の事情がその資料となるのであつて、本店所在地と會社名、しかもその登記の有無のみが同一性判断の唯一の資料たるものではないのである。

しかしそれならば會社の本店所在地にはどのような法律上の効果が與えられているのであろうか。

(一) 會社の住所は本店所在地にあるものとされるから（商五四條二項、自然人の住所における）同一の法律効果が發生する。例えば商事債務の履行の場所を決定し（商五一六條）、手形行爲の場所となる（手二條三項、四條、二二條、二七條、

四八條二項、五二條、六〇條、七六條三項、七七條、拒絕證書令七條、小八條)如き、會社の普通裁判籍は本店所在地にあるものとされ(民訴四條一項、石井等、註解株式會社法第一卷設立八三頁(八五頁)會社法上の訴訟その他の裁判管轄を規定する(商八八條、一〇四條、一一二條、一三六條、一四一條、二四七條、二五二條、二五三條、二五七條、二六八條、二八〇條ノ一六、三四〇條、三四一條、三八〇條、破一〇五條、和議三條、更生六條、商九條、非訟一二六條、一三五條ノ一五、一三五條ノ二四、一三六條、一三九條)他、民事訴訟法上の書類送達の場合(民訴一六九條一項)、裁判上の期間の伸長、及び附加の標準(民訴一五八條二項)となる如き、又國際私法上の準據法を定める標準(法例四條二項、九條二項、一二條、二三條二項、二七條二項)となる如きこれである。

(二)又會社の本店の所在する最小行政區劃は定款に記載することを要し(商六三條四號、一四八條、一六六條一項八號、有六條七號)、株主總會の招集地の基準となり(商二三三條)、その本店所在地は商業登記事項(商六四條一項二號、一四九條一項、一八八條二項二號、有一三條二項二號)とされ、又株主名簿、社債原簿、定款、株主總會、取締役會議事録の備置場所となる(商二六三條(註七))。

會社の本店所在地に附せられた法律上の効果は殆んど前述の効果に止まり、それ以上に前述した判決の説く如く、會社の同一性判断の唯一の基準又は資料となり得る程の積極的な意味を持たないのである。しかし更に會社の本店所在地は商業登記事項であるから、商法第一二條の規定の適用はある。商法一二條は「登記すべき事項ハ登記及ビ公告ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ 登記及公告ノ後ト雖モ第三者ガ正當ノ事由ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキ亦同ジ」と規定するのであるが、現在は登記事項の公告は行われなないことになつてゐる爲、同條の適用については登記のときに登記及び公告があつたものとみなされているからここにいわゆる「登記及公告」とあるのは現在「登記」と同意義に解される。

ところで同條にいわゆる第三者とは登記事項たる法律關係の當事者以外の者を指し(註八)、「對抗スルコトヲ得ズ」との意義は第三者の善意惡意を區別する他は、民法一七七條におけると同様に解されている。即ち登記事項については登記前に

その當事者から善意の第三者に對抗することは出来ないが、善意の第三者よりその事項を主張することはさまたげず、當時者間は勿論、第三者間においても原則として登記の有無に關係なく、事實にしたがつてその主張をなすことは出来る。又第三者の善意悪意は、第三者が法律上の利害關係を有するに至つた取引の時を標準として定め、その時において善意である限り後に會社が登記を経てもその對抗力を失うものではなく、登記のなかつたことが第三者の意思決定に影響を及ぼしたと否とを問わない。これを本件にあてはめて見ると、會社の登記簿上の本店所在地と事實上のそれが當初から異つている場合、又は設立登記後において事實上本店が移轉されたと目される場合の何れの場合もその變更登記がない以上、會社は本店所在地が登記簿上のそれと異り、又は本店所在地が移轉した事實を第三者に對抗し得ないことは當然である。

しかし對抗し得ないのは本店所在地の異なる事實、又は本店移轉の事實だけで、それ以上に及ぶものではない（伊澤前掲一五頁）。したがつて善意の第三者が會社に對し訴訟を提起し、又は破産申立をなすには登記簿上の本店所在地の管轄裁判所に對しなせばたり、この場合會社はその本店所在地の異なる事實、又は本店移轉の事實を主張して管轄違を抗辯することは出来ない（大審院、三民、大一一、七、一〇決定、民集五卷五五八頁）が、その結果善意の第三者は右事實上の本店所在地の會社が登記簿上の本店所在地の會社と異なることまでを對抗できるものではないのである。即ち登記簿上の本店所在地の管轄裁判所に對し、破産宣告の申立のなされた場合でも、會社の本店が事實上移轉し、又は登記簿上の所在と異なること、或は登記簿上の本店所在地の會社と現實の本店所在地の會社との同一性が證明される限り、破産原因の存在は現實の本店所在地の會社についてまでこれを判斷することが必要であるし、第三者が善意であつても本店移轉の變更登記のないことから、現實の本店所在地の會社と登記簿上のそれとの同一性までを否認して破産原因の存否を登記簿上の本店所在地の會社についてのみ判斷し得るものではないのである。

前述の判決がいづれも本店變更の登記又は商號變更の登記がないため、會社が善意の第三者である原告、又は被控訴人に

その本店移轉の事實を對抗出来ないことから直ちに現實の本店所在地所在の會社と登記簿上の本店所在地所在の會社との同一性を主張することが出来ないとしたのは對抗力の客觀的範圍を不當に擴張したものといわねばならないのではなからうか。

(註七) 石井等、前掲八三頁以下。民事訴訟法において法人の普通裁判籍は、その主たる事務所または營業所による (民訴四條一項) とするのは會社の場合には本店の所在地によつて定まる。しかし實際上は形式的意味の本店と營業的活動の中心地が一致しない場合が少なくない。この場合にいずれが本店であるかは現實に營業的活動の中心がいずれにあるかにより、しかもそれは客觀的に (もとより主觀的事情を全く無視するわけではないが) 決定さるべきものであるが、本店所在地が定款の絶對的記載事項とされていることから問題となる。

(註八) 減資決議の後になしたる讓渡による株式讓受人は減資決議については商法一二條の第三者に該當しない (大判、明四四、一二、一九、民錄一七輯八四九頁) し、又株主は株主總會の決議による取締役の解任選任について商法一二條にいう第三者にあたらぬ (東高、第七民、昭二八、六、二九決定、判例時報一一號二一六頁) 如き。

## 結 論

要するに會社の本店とは會社の營業活動の本據を指すが、それは法の定め方が形式的觀念的であることから、従つて實質上の本店ともいふべき事實上の營業活動の根據との乖離を生ずる。よつて事實上の營業活動の根據たる地を肩書地として會社が行爲した場合、その本店の移轉登記のないかぎり、善意の第三者に對しては本店移轉の事實を以て對抗出来ないのはやむを得ないが、そのことから直ちに會社の同一性まで否認され、又事實上の本店所在地とする會社の設立登記がまだなされていないため、その會社の法人格までをも否認されて、代表者個人の行爲として、又は民法一一七條もしくは手形法八條、小切手法一一條により無權代理人としての責任を負うものではない。

何れの場合も行爲者は誰かの事實問題に歸し、對抗の問題は起り得ないのであり、署名者に代表權の存在する限り責任を

負うのは會社に限られる。ただその取引に當り會社と全然關係のない場所を肩書地として表示し、又は架空の場所を肩書地とした場合には取引の相手方（手形、小切手の取得者を含む）がその履行の催告調査等に特別の費用を要した場合において、代表者個人及び會社が不法行為による損害賠償責任を負うことはあるが、それ以上に商法第一二條を援用して會社の同一性までを否認し、代表者個人に取引上の責任を負わせることはできないのである。